

(新)

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準

令和2(2020)年3月20日

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、令和2年3月21日以降に県が主催するイベントの開催基準を、以下のとおり定める。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

1 開催基準

イベントの実施の可否については、一律に中止や延期を求めるものではないが、屋内及び屋外とも、以下に掲げる項目について感染リスクの評価を行い、判断する。

実施する場合には、下記2の感染防止対策を十分に満することを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止を検討する。

- ① 開催規模 (参加人数、参集する範囲)
- ② 開催場所 (換気の状態)
- ③ 開催期間・時間 (同一空間での滞在時間)
- ④ 参加者同士の距離 (近距離又は対面)
- ⑤ 参加者の特性 (高齢者や基礎疾患を有する者)
- ⑥ 不特定多数か否か

2 イベントを開催する場合の感染防止対策

イベントを開催する場合は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)の別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」に基づいた感染防止対策を講じることとする。

特に、別添2の「クラスター(集団)感染発生リスクの高い状況の回避」に掲げられた対策の徹底を図るものとする。

3 その他

- (1) 県が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。
- (2) 市町、関係団体、民間等が実施するイベント等については、本基準を参考とするよう周知する。

(旧)

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準

令和2(2020)年2月26日

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の重要な局面にあることに鑑み、今年度末までに県が主催するイベントの開催基準を、以下のとおり定める。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

1 開催基準

(1) 屋内イベントのうち、不特定の方が集まるもの又は食事を提供するものは、原則として、延期又は中止する。

ただし、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものについては、感染防止対策を十分に講じた上で実施する。

(2) 屋外イベントのうち、食事を提供するものは、原則として、延期又は中止する。

(3) 上記(1)又は(2)に該当しない屋内又は屋外イベントについては、以下に掲げる項目について感染リスクの評価を行い、判断する。

実施する場合には、感染防止対策を十分に満することを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止する。

- ア 開催規模 (参加人数)
- イ 開催場所 (換気の状態)
- ウ 開催期間・時間 (同一空間での滞在時間)
- エ 参加者同士の距離 (近距離又は対面)
- オ 参加者の特性 (高齢者や基礎疾患を有する者)
- カ 不特定多数か否か

2 イベントを開催する場合の感染防止対策

イベントを開催する場合は、以下の感染防止対策を講じることとする。

- (1) 発熱や咳等の風邪症状がある人に参加を控えるよう要請
- (2) 高齢者や基礎疾患のある方等、感染リスクの高い方に参加を控えるよう要請
- (3) こまめな手洗いや咳エチケットなどの周知
- (4) アルコール消毒液を会場入口等に設置
- (5) 屋内イベントでの定期的な換気
- (6) 相互接触の機会を減らす、対面での会話機会を極力減らすなどの実施内容の変更

3 その他

- (1) 県が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。
- (2) 市町、関係団体、民間等が実施するイベント等については、本基準を参考とするよう周知する。